



10月から半年間水道料金を20パーセント減免

概要	10月から半年間の水道料金を一律20パーセント減免します。
内容	昨今の原油や原材料、食料価格の高騰は、市民生活や市内事業者の事業経営に多大な影響を及ぼしています。そこで、国が取りまとめた「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」（令和4年4月28日閣議決定）を踏まえ、本市での支援対策を検討した結果、令和4年10月～令和5年3月検針分までの6カ月分の水道料金を一律20パーセント減免することとしました。
対象	市営水道を使用中の市民および事業所など ※約63,000件を想定（令和4年4月1日時点の水道使用者数）。
期間	令和4年10月～令和5年3月検針分までの6カ月分
申請	不要（請求時点で20パーセント減免した形とする）
減免額想定	1億8304万円 <算出根拠> 平成29年度から令和3年度までの5年間で最も給水収益の多かった令和2年度（10～3月検針分）を参考とした。
周知方法	広報ざま・市ホームページへの掲載、お知らせチラシの全戸配布などを予定
問い合わせ先	上下水道局 経営総務課 料金係 TEL046（252）8541 FAX046（257）4155

